

内管漏えい検査 委託の手引き

金沢市企業局

令和3年3月

目次

1. はじめに
2. 委託要件の基本的事項
 - (1) 前堤
 - (2) 基本要件
 - 1) 認定要件
 - 2) 欠格要件
 - 3) 保安水準の確保
 - 4) 自主保安業務の実施
 - 5) 再委託への対応
 - 6) 委託の取り消し等
 - (3) 定期漏えい検査の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格
 - 3) 業務実績
 - 4) 関与・統制、信頼性
 - 5) 継続的な体制確保
 - 6) 効率的な運用
 - (4) 開栓時漏えい確認の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格と教育訓練
 - 3) 体制確保
 - (5) その他
 - 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
 - 2) 受託するための手順・手続き
 - ① 受託相談
 - ② 相談窓口
 - ③ 委託先選定
3. 手引きの開示

1. はじめに

本書は金沢市企業局が都市ガス事業における内管漏えい検査の保安水準や業務の継続性を確保するための委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・金沢市企業局は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするための委託要件を定め、委託先はその要件を遵守する。
- ・委託先選定の自由については、内管の保安責任をもつ金沢市企業局にある。
- ・本書に記載の内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」、及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・「定期漏えい検査」は、金沢市企業局が発注する「需要家ガス設備点検調査業務委託」として実施するものとする。
- ・「開栓時漏えい確認」は、金沢市企業局が発注する「ガス及び水道に関する開閉栓業務委託」として実施するものとする。

(2) 基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・所定の資格を有する要員を一定数(定期漏えい検査は複数名、開栓時漏えい確認は1名)以上確保しており、業務に従事させること。
- ・内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ・内管漏えい検査業務に支障を来さないようにするため、金沢市内に事業所を有すること。

2) 欠格要件

- ・精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者
- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
- ・その他金沢市企業局が別途定める要件に該当する者

3) 保安水準の確保

- ・金沢市企業局は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を金沢市企業局の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、金沢市企業局が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、金沢市企業局が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、金沢市企業局が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は、金沢市企業局が定める自主保安業務を内管漏えい検査と併せて実施すること。
 - ① 露出部の外観検査(定期漏えい検査時)
 - ② マイコンメーターの点滅有無確認
 - ③ ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対する設置の促進
 - ④ お客さまに対する点検結果のお知らせ
 - ⑤ メーター復帰荷札の取付(開栓時漏えい確認)

5) 再委託への対応

- ・委託先は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・内管漏えい検査を委託先自らが行うことを基本とするが、金沢市企業局は、委託先が再委託を希望した場合、委託先が責任を持って再委託先が行う業務を適切に管理できることを確認のうえ、再委託の可否を判断する。
- ・委託先は、あらかじめ書面により金沢市企業局の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ・委託先は、金沢市企業局と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
- ・委託先は、再委託先を管理する方法を金沢市企業局へ事前に書面にて説明すること。

6) 委託の取り消し等

- ・金沢市企業局は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正又は不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ・金沢市企業局は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託で

きなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。

- ・検査員の資格保有者に不正又は不信な行為が認められた場合は、金沢市企業局は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止又は取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

「定期漏えい検査」は、金沢市企業局が発注する「需要家ガス設備点検調査業務委託」として実施するものとする。

1) 対象範囲

- ① ガス消費機器調査
- ② 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- ③ 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ④ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

- ① 一般社団法人日本ガス協会 消費機器調査員
- ② 一般社団法人日本ガス協会 内管検査員
- ③ 一般社団法人日本コミュニティーガス協会 登録調査員
- ④ 一般社団法人日本ガス機器検査協会 ガス消費機器設置工事監督者
- ⑤ 金沢市ガス工事人の承認等に関する規程に掲げるガス工事士資格

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績(ともにLP除く)が、4年以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査の実績が3か月以上又は定期漏えい検査に係る資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

- ・委託先は、金沢市企業局と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、金沢市企業局と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・金沢市企業局は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
- ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に金沢市企業局へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・金沢市企業局は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行

う。

- ・委託先は、金沢市企業局が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は金沢市企業局が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、金沢市企業局が指定するシステムやモバイル端末などを活用し、検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

「開栓時漏えい確認」は、金沢市企業局が発注する「ガス及び水道に関する開閉栓業務委託」として実施するものとする。

1) 対象範囲

- ① ガス及び水道に関する開栓業務
- ② ガス及び水道に関する閉栓業務
- ③ ガス及び水道に関する名義変更業務
- ④ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格と教育訓練

- ・ガスの開閉栓業務に従事する者は次の資格を有する者でなければならない。
 - ① 一般社団法人日本ガス協会 消費機器調査員
 - ② 一般社団法人日本ガス協会 内管検査員
 - ③ 金沢市ガス工事人の承認等に関する規程に掲げるガス工事士資格
- ・委託先は金沢市企業局の行う知識及び実務に関する教育訓練を受けなければならない。

3) 体制確保

- ・委託業務に従事する期間は、年末年始(12月31日から1月3日まで)を除く毎日午前9時から午後5時45分までとする。
- ・委託先は、当該勤務時間において原則として1日あたり1名以上(金沢市企業局が別に通知する繁忙期においては1日あたり2名以上)の作業者を委託業務に従事させなければならない。ただし、金沢市企業局との協議により従事させる作業者数を変更することができる。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・金沢市企業局は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

②相談窓口

- ・「定期漏えい検査」

金沢市企業局 維持管理課 ガス保安対策室 保安点検係

TEL 076-220-2672

- ・「開栓時漏えい確認」

金沢市企業局 お客さまサービス課 庶務係

TEL 076-220-2771

③委託先選定

- ・金沢市企業局は、保安水準の確保及び法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

[定量的基準]

- ・認定要件、必要資格、業務実績(指定した講習会の受講)、継続的な体制の確保など。

[定性的基準]

- ・保安水準の確保(企業、経営者の保安意識など)、関与・統制、信頼性など。

3. 手引きの開示

- ・金沢市企業局は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」をホームページ等に表示する。